

福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 福岡県内におけるジェネリック医薬品（以下「GE」という。）の使用を促進することにより、医療の質を確保しながら患者負担の軽減及び医療費の抑制を図るため、有識者及び関係団体等による福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議、調整を行う。

- (1) GEの普及に関すること
- (2) GEの品質に関すること
- (3) GEの情報に関すること
- (4) GEの供給に関すること
- (5) GEに係る医療機関、薬局での取組みに関すること
- (6) GEに係る医療機関、薬局での連携に関すること
- (7) GEの啓発に関すること
- (8) その他、GEの使用促進、医療資源の活用に関すること

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる有識者及び関係団体等の関係者のうちから知事が委嘱する。

- 2 定数は20名とする。
- 3 協議会に会長、副会長を置く。
- 4 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は平成33年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福岡県保健医療介護部薬務課に置く。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が委員に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。

(別表)

福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会名簿

所属・団体等
学識経験者
公益社団法人福岡県医師会
公益社団法人福岡県薬剤師会
福岡県医薬品卸業協会
福岡県ジェネリック医薬品販社協会
消費者
各地区病院
各地区薬剤師会
保険者
日本ジェネリック製薬協会

(参考) 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会設置要綱 (案) 新旧対照表

改正案	現行																					
<p>福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会設置要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会の委員は、別表に掲げる有識者及び関係団体等の関係者のうちから知事が委嘱する。 2 定数は<u>20名</u>とする。 3、4 (略)</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>第6条 委員の任期は<u>平成33年3月31日まで</u>とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年7月19日から施行する。 附 則 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成22年8月6日から施行する。 附 則 この要綱は、平成23年6月14日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年5月31日から施行する。 附 則 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。 <u>附 則</u> この要綱は、平成29年3月28日から施行する。</p> <p>(別表) 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会名簿</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所属・団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>学識経験者</td></tr> <tr><td>公益社団法人福岡県医師会</td></tr> <tr><td>公益社団法人福岡県薬剤師会</td></tr> <tr><td>福岡県医薬品卸業協会</td></tr> <tr><td>福岡県ジェネリック医薬品販社協会</td></tr> <tr><td>消費者</td></tr> <tr><td>各地区病院</td></tr> <tr><td>各地区薬剤師会</td></tr> <tr><td>保険者</td></tr> <tr><td>日本ジェネリック製薬協会</td></tr> </tbody> </table>	所属・団体等	学識経験者	公益社団法人福岡県医師会	公益社団法人福岡県薬剤師会	福岡県医薬品卸業協会	福岡県ジェネリック医薬品販社協会	消費者	各地区病院	各地区薬剤師会	保険者	日本ジェネリック製薬協会	<p>福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会設置要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会の委員は、別表に掲げる有識者及び関係団体等の関係者のうちから知事が委嘱する。 2 定数は<u>19名</u>とする。 3、4 (略)</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>第6条 委員の任期は<u>3年</u>とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年7月19日から施行する。 附 則 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成22年8月6日から施行する。 附 則 この要綱は、平成23年6月14日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年5月31日から施行する。 附 則 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。</p> <p>(別表) 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会名簿</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所属・団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>学識経験者</td></tr> <tr><td>公益社団法人福岡県医師会</td></tr> <tr><td>公益社団法人福岡県薬剤師会</td></tr> <tr><td>福岡県医薬品卸業協会</td></tr> <tr><td>福岡県ジェネリック医薬品販社協会</td></tr> <tr><td>消費者</td></tr> <tr><td>各地区病院</td></tr> <tr><td>各地区薬剤師会</td></tr> <tr><td>保険者</td></tr> </tbody> </table>	所属・団体等	学識経験者	公益社団法人福岡県医師会	公益社団法人福岡県薬剤師会	福岡県医薬品卸業協会	福岡県ジェネリック医薬品販社協会	消費者	各地区病院	各地区薬剤師会	保険者
所属・団体等																						
学識経験者																						
公益社団法人福岡県医師会																						
公益社団法人福岡県薬剤師会																						
福岡県医薬品卸業協会																						
福岡県ジェネリック医薬品販社協会																						
消費者																						
各地区病院																						
各地区薬剤師会																						
保険者																						
日本ジェネリック製薬協会																						
所属・団体等																						
学識経験者																						
公益社団法人福岡県医師会																						
公益社団法人福岡県薬剤師会																						
福岡県医薬品卸業協会																						
福岡県ジェネリック医薬品販社協会																						
消費者																						
各地区病院																						
各地区薬剤師会																						
保険者																						

(下線の部分は改正部分)